

71 特別法学生徒養成方の儀に付認許 (明治二十年二月)

特別法学生徒養成方ノ儀ニ付請議 (注記1)

裁判官ハ其任ニ適スル学識資格アル者ヲ任用ス可キコト勿論ノ義ニ有之候処従来学識資格其人ニ之シキカ為メ止ムヲ得ス権宜任用相成候向モ有之候得共追々司法事務拡張ニ從ヒ右等苟且ノ処置可致時期ニ無之候故嚮ニ明治十七年十二月ヲ以テ判事登用規則ヲ定メラレ判事ニ登用スルハ総テ該規則ニ拠ル而其之ニ応スル者ハ大学校及ヒ外国法学校卒業生徒又ハ本省速成科生徒其他僅々私学校ノ生徒等ニ止リ現今ノ制度ニ於テスラ尚ホ其需用ヲ充タスニ足ラス況ヤ外国条約改正ニ際シ裁判官其人ヲ得サルトキハ我法權ヲ回復スルノ妨碍ト為ルノミナラス裁判所構成法實施セラレ始審庁以上ハ総テ合議裁判ニ被改候日ニハ尚更多數ノ人員ヲ要スルヲ以テ速ニ学士養成ノ方法ヲ經画セスンハ到底其目的ヲ達シ得ヘカラスト焦心苦慮致居候折柄別紙ノ通外務大臣ヨリ注意ノ趣モ有之矣ニ至当ノ義能ク我心ヲ得タルモノト存候依之来ル明治二十年度ヨリ向キ本省定額内ヲ以テ年々金三万円ヲ限度トシ右ノ内ヲ以テ特別ノ方法ヲ設ケ府下相当ノ学校ニ於テ若干ノ法学生徒ヲ養成セハ久シカラスシテ其効ヲ奏スルニ庶幾スヘシ但其金額ハ裁判所官制ニ定メラレタル俸給額現任官等ニ對シ猶残余アルヲ以テ将来其残余ナキニ至ルマテヲ期限ト

為シ其間生徒進歩ノ模様ニ從ヒ右限度内ニ於テ年々支出金額ヲ増減シ施行致度見込ニ候条至急御裁可相成度別紙相添此段請閣議候也

明治二十年二月廿四日

司法大臣伯爵 山田顯義

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

(加筆、朱意) 請議ノ趣認許ス

明治二十年三月十五日

條約改正ノ商議果シテ其功ヲ奏シ我裁判權ヲ回復スルノ日ニ至リ候ヘハ大二帝國ノ寵光ヲ内外ニ張り候結果可相生詔トハ申シ乍ラ仍ホ外国ヨリ裁判官若干名ヲ聘用シ我裁判官ノ位班ニ列セシムル一條ヲ各約中ニ挿入セサルヲ得ス是レ本大臣カ切ニ遺憾トスル所ニシテ貴大臣モ亦此感ヲ同クセラレ候儀ト存候是レ畢竟從前我裁判官中ニハ相当ノ学識資格ヲ具ヘサル者アルモ或ハ濫任セラレ候等ノ弊有之候ヨリ外国人カスル裁判官ノ裁判ニ頼ルヲ安心セサルニ由リ已ムヲ得ス彼等ヲシテ我裁判ニ安心セシムル為メ仮設シタル相買ノ方法ニ有之候左レハ此條款ハ一定ノ期限ニ至リ候ヘバ自ラ消滅致シ候筈ニ有之候然レモ該期限ニ於テ成ル丈ケ我裁判官ノ遷任ヲ精クシ其信用ヲ内外ニ厚クスル様不致テハ不相叶義ニ有之候万一該時限中甲裁判所ノ外国裁判官カ我法律ニ付テ下シタル解釈ト乙裁判所ノ我裁判官カ同一ノ法律ニ関シ下シタル解釈ト相矛盾致シ候様ノ不都合有之候テハ司法上其關係甚タ尠少ナラサル次第ニテ貴大臣ノ予メ最モ御苦

慮有之候事ト存候固リ自今裁判官ヲ任用セラレ候ニハ必ラス相
 当ノ学識資格ヲ具フル者ニ限ラレ候様被致候義ト存候得共果シ
 テ斯ル規限ヲ立ラレ候時ハ目下ノ情況ニテハ大学卒業ノ法学生
 徒其他僅々私学校ノ生徒ヲ除キ候外ハ其人ヲ取ル所ナカル可ク
 加之右等卒業ノ生徒中年々試考ヲ經由スル者ハ自ラ其員數ニ限
 リ有之候左候テ前頭裁判權ヲ回復スル以前ニ當リ司法裁判所構
 成法ハ是非々々実施可相成筈ニ可有之候処果シテ然ルハ始審
 庁以上ノ裁判所ハ総テ合議裁判ノ構成ニ相成候ニ付貴大臣ニ於
 テハ従前ヨリモ頗ル多數ノ裁判官ヲ需強セラル、ヤ必セリ然レ
 ハ前段申述候一途ノミニ因テ我裁判官ヲ教育シ及精選セント欲
 スルモ到底行レ難キ事歟ト存候因テ差向キ裁判官ヨリ得可キ者
 ヲ教育スルニ足ル速成学校ヲ御別設相成リ今日ノ急ニ応スル
 ヲ得ル様御經画有之度幸ニ致側聞候ヘハ独逸協會学校ハ充分生
 徒ニモ富ミ且法律ヲ教授スルニ足ルノ教師等モ相備リ居リ或ハ
 新ニ之ヲ招聘スル目論見モ有之候趣ニ候間貴省ヨリ年數并ニ法
 学専修生徒ノ數ヲ限り毎年二三万円ツ、補助セラレ右生徒ヲシ
 テ独逸法律ヲ学バシメ同時ニ英語ヲ学バシメ充分自在ニ之ヲ話
 言スルヲ得セシムル様被致候ハ、依之今日司法治務ノ上ニ於
 テ御感覺被成候焦眉ノ急難漸ク救助セラレ甚好都合ノ義ト存候
 尚貴大臣ニ於テ可然御商量有之度此段申進候也

明治二十年一月廿二日

外務大臣伯 井上 馨

司法大臣伯 山田顯義殿

明治二十年三月一日

内閣書記官

(金井 谷森 磯谷)

(注記5)

内閣總理大臣

(伊藤)

内閣書記官長

(田中)

各省大臣	
外務 (山根)	大藏 (松方)
陸軍 (大山)	海軍 (大山)
司法	農商務
内務 (山根)	文部 (森)
	花押 (樺本)
	通信 (樺本)

司法大臣請議特別法学生養成方ノ件

別紙司法大臣請議ノ要旨ハ司法事務漸次拡張ニ從ヒ裁判官ニ多
 數ノ人員ヲ要スヘキノ処嚮ニ判事登用規制ヲ定メラレ該規則ニ
 拠リ之ニ応スルモノハ大学校及外国法学校卒業生徒又ハ本省速
 成生徒其他僅々私学校ノ生徒等ニ止リ現時ノ制度ニ於テモ尚其
 需用ヲ充タスニ足ラス然ルニ条約改正ニ際シ裁判官其人ヲ得サ
 レハ我法權ヲ回復スルノ妨ナルノミナラス裁判所構成法実施セ
 ラレ始審庁以上ハ総テ合議裁判ニ改メラル、上ハ尚又多數ノ人
 員ヲ要スルニ付学士養成法經画中ノ処外務大臣ニ於テモ同感ノ
 旨ニテ右養成方注意ノ趣モ有之就テハ来ル二十年度ヨリ本省定
 額残余金ノ内ヨリ年々金三万円ヲ限トシ特別法ヲ設ケ府下相当
 ノ学校ニ於テ若干ノ法学生徒ヲ養成セシメ其目的ヲ相達シタク
 尤右金額ハ生徒進歩ノ模様ニ從ヒ定限内年ニ支出金額ヲ増減シ
 施行致シタシトノ旨ナリ

右ハ将来司法事務上必要ノ儀ニシテ其法案モ至当ト認メラル依
 テ請議ノ通決議可相成哉閣議ニ供ス

指令案

請議ノ趣認許ス

(朱書)

明治廿年三月十五日

(輯取)

大藏へ通牒

(輯取)

〔注記1〕

〔金井〕

〔注記2〕

〔四十一〕（簿冊内件名番号）

〔注記3〕

〔甲四〇〕

〔注記4〕

〔司甲四〇号〕

〔注記5〕

〔済〕

〔公文類聚 第十一編 明治二十年 第二十九卷〕
2A, 11, ③316